

○ 金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）

改 正 後	現 行
<p>第1章 金融商品取引法</p> <p><u>金商法第29条（登録）関係</u></p> <p><u>（無登録業者等の広告等が金融商品取引業に該当する場合）</u></p> <p><u>29-1 法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者以外の者が、無償で有価証券の価値等に関する助言等を提供するといった、一見してそれ自体では金融商品取引業に該当しないかのような広告その他の表示（以下29-1及び31-3-2-1において「広告等」という。）を行う場合であっても、当該広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS等において金融商品取引業に該当する行為（例えば、有価証券の売買の媒介、有償での有価証券の価値等に関する助言、外国為替証拠金取引など）を行う場合には、これらの一連の行為は、金商法第29条に違反し得ることに留意する。</u></p> <p><u>金商法第31条の3の2（金融商品取引業を行う旨の表示等の禁止）関係</u></p> <p><u>（無登録業者等の広告等が金融商品取引業を行う旨の表示等に該当する場合）</u></p> <p><u>31-3-2-1 法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者以外の者が、無償で有価証券の価値等に関する助言等を提供するといった、一見してそれ自体では金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引契約の締結についての勧誘（以下31-3-2-1において「金融商品取引業を行う旨の表示等」という。）に該当しないかのような広告等を行う場合であっても、当該広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS等において、金融商品取引業に該当する行為（例えば、有価証券の売買の媒介、有償での有価証券の価値等に関する助言、外国為替証拠金取引など）の提供がなされる旨が表示され、又は当該行為に係る契約の締結についての勧誘が行われている場合には、これらの一連の広告等及び表示又は勧誘は、金商法第31条の3の2第1号又は第2号に規定する金融商品取引業を行う旨の表示等に該当し得ることに留意する。</u></p>	<p>第1章 金融商品取引法</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>